

平成14年3月5日(火)

於：農林水産省4F・第2特別会議室

第 2 回

食料・農業・農村政策審議会

農村振興分科会

農林水産省

午前10時00分 開会

生源寺分科会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第2回農村振興分科会を開催させていただきたいと思います。私、分科会長を仰せつかっております生源寺と申しますが、よろしく願いいたします。

まず、委員の皆様と本日の事務方の出席者につきまして吉村農村政策課長からご説明いただきます。どうぞよろしく願いします。

農村政策課長 農村政策課長の吉村でございます。よろしく願いいたします。

まず、委員の皆様方をご紹介させていただきますが、本日は、委員、臨時委員 11 名でございますけれども、全員ご出席いただいております。それでは、こちらからご紹介させていただきます。

有田博之委員でございます。

井上和衛委員でございます。

小田切徳美委員でございます。

熊埜御堂朋子委員でございます。

黒川和美委員でございます。

中村良太委員でございます。

三野徹委員でございます。

宮城道子委員でございます。

森地茂委員でございます。

鷲谷いづみ委員でございます。

以上でございます。

続きまして、本日の農林水産省の出席者について紹介させていただきますが、まず農林水産省を代表いたしまして太田農村振興局長より一言ごあいさつ申し上げます。よろしく願いします。

農村振興局長 農村振興局長の太田でございます。委員の先生方におかれましては、本分科会へご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

今回初めてご出席いただいた先生方もお見えになりますが、農業農村整備事業、非常に変わり目の時期でございますので、農業農村整備事業あるいは農村振興に係るさまざまな施策に対しまして、ひとつよろしく願いしたいと思います。せっかくの機会でございますので、農山漁村の振興に向けての現在の取り組み状況を手短にご説明、ご報告させてい

たきます。

まず、都市と農山漁村の共生・対流を可能とする循環型社会を目指すということで、市町村のイニシアティブのもとでの人・もの・情報の循環を可能とするような共通社会基盤、いわゆるプラットフォームを整備するとともに、広域的連携を視野に入れながら、地域の実情に応じた新しい自立的コミュニティの形成を図る新たなむらづくりを推進しているところでございます。

また、農山村振興の中長期的な課題を検討するために、昨年7月、農山村振興研究会を設置いたしまして、本年1月9日に報告が取りまとめられました。この報告は、土地利用調整条例の活用など斬新な内容を含むとともに、開かれた農村、農林地の保全といったテーマも扱っておりまして、今後の農山村振興の業務に不可欠な課題を多く含んでおります。今後は、本報告の趣旨を踏まえ、可能なものから施策の具体化を図るとともに、土地利用制度のあり方等について検討を深めてまいりたいと考えております。

さて、本日も審議いただく主要な課題でございます土地改良長期計画についてでございます。昨年6月、土地改良法の改正をいたしまして、環境との調和への配慮が土地改良事業を実施する上での原則と位置づけられました。4月1日からいよいよ法施行ということでございます。原則としてすべての農業農村整備事業について、自然と共生する田園環境の創造に資する環境創造型事業に転換していきたいというふうに考えております。

また、経済財政諮問会議での議論を踏まえまして、1月25日に閣議決定されました「改革と展望」の中で、公共投資については重点化、効率化を図ることとされておりますが、農業農村整備事業については、これまでも徹底した工期管理、農家の労力提供等による低コストな整備の推進、あるいは地域発想の重視、事業実施プロセスの徹底した公開といった事業実施方式の改革に精力的に取り組んでまいっております。今後とも一層の効率化、透明化に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、公共事業関係の長期計画についても「改革と展望」におきまして見直すこととされておまして、このような公共事業改革の方向あるいは土地改良法の改正、食料・農業・農村基本計画等を踏まえまして、土地改良長期計画についても、現行の計画を平成14年度限りとしたしまして、本分科会において平成15年度を初年度とする新たな土地改良長期計画についてご審議いただきたいというふうに考えております。

なお、新たな土地改良長期計画におきましては、国民に対して農業農村整備の果たしている役割を一層理解していただくという観点から、従来の単にボリュームを書くというこ

とでなくて、アウトカム目標といったわかりやすい目標の設定、計画期間の短縮など計画のフレーム、あるいは作成手法についても見直す方向でご検討いただきたいというふうに考えております。新たな土地改良長期計画が国民の理解と参加のもとに新たな農業農村の可能性を創出する計画となり、農村の振興に資するものとなりますよう、委員の皆様方におかれましては活発なご議論をお願いいたします。

以上、お願いばかりでございますけれども、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

農村政策課長 ありがとうございます。それでは、他の出席者をご紹介させていただきます。

高津審議官でございます。

宮本地域振興課長でございます。

永杉土地改良企画課長でございます。

齋藤事業計画課長でございます。

中條設計課長でございます。

石川水利整備課調整官でございます。

秋本防災課長でございます。

美濃農村整備総合調整室長でございます。

宮元計画調整室長でございます。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

まず、昨年3月にこの分科会の第1回目の会合を開いたわけでございますが、その際に分科会長にご一任いただいております議事の公開についてでございますけれども、前回の分科会開催の後、本審議会においてこの件に関する議決が行われましたので、本審議会の議決に準ずる形で対処したいと思います。

それでは、本審議会の議決の内容につきまして農村政策課長よりご説明いただきたいと思います。

農村政策課長 それでは、ご説明させていただきますが、資料2をお開きいただきたいと思います。お配りしてある中の資料2でございます。

昨年3月1日の第1回分科会開催時、直前に開催されました本審議会に倣いまして、

「議事は原則非公開とする」ということでお諮りさせていただき予定だったわけでございます。しかしながら、分科会の前に開催された第1回本審議会で委員の先生方から非公開とするということについて異議が出されたために、分科会といたしましても、本審議会の動向を見守るということで、分科会長にご一任いただいたわけでございます。

分科会終了後に開催されました第2回本審議会の場で原則公開とすることを議決されておりますが、それが資料2の第3条第2項でございます。「会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」というような規則になっておるわけでございます。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。ということでございますので、この会議は原則公開という形で進めてまいりたいと思います。

続きまして、食料・農業・農村政策審議会令第6条第1項の規定により、この分科会の所掌事項とされております土地改良長期計画の策定につきまして永杉土地改良企画課長よりご説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

土地改良企画課長 土地改良企画課長の永杉でございます。よろしく願いいたします。恐れ入りますが、着座して説明させていただきます。

議事の2番目、「土地改良長期計画の策定について」でございます。現行の土地改良長期計画は、平成5年度から平成18年度までを計画期間といたしてありまして、これまでこの長期計画に従いまして農業農村整備事業の推進を図ってまいったところでございます。こうした中、最近に至りまして経済財政諮問会議の骨太の方針によりまして、公共事業関係の長期計画の見直しが求められるといったことが生じてきているわけでございます。また、一方、農業農村整備事業につきましては、食料・農業・農村基本計画の策定、昨年の通常国会で成立いたしました土地改良法の改正などを踏まえまして、現在、抜本的な改革に取り組んでいるところでございまして、平成14年度予算に反映させたりしているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、より効率的で、重点的な社会資本整備に対する国民の期待にこたえていくためには、こうした取り組み等を踏まえながら、長期的な視点に立って、その展開方向を明確化していくことが重要ではないかということになっているわけでござ

います。こうしたことから、現行の土地改良長期計画を平成 14 年度をもって打ち切ることにはいたしまして、平成 15 年度を初年度とする新たな長期計画の策定について、今後当審議会でご議論いただきながら検討を進めてまいりたいと考えている次第でございます。具体的に諮問につきましては来年の 2 月ごろに行いまして、答申をいただいた上で、来年 3 月末までに閣議決定されるように取り運びたいと考えている次第でございます。

冒頭、要約して結論めいたものを申し上げさせていただきましたが、資料に沿って以下、現行の土地改良長期計画の概要、これを取り巻く情勢の変化、基本的な論点、今後のスケジュール等についてご説明させていただきたいと思っております。資料 3 - 1 の 1 ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず、現行の第 4 次土地改良長期計画でございますけれども、平成 5 年度から平成 18 年度までの 14 年間の計画期間といたしております。計画策定当初は平成 14 年度までの 10 年間の計画期間といたしていただいておりますが、平成 9 年度に財政構造改革の観点から、目標あるいは事業量は据え置きとしながら 4 年間延長がなされたものでございます。

平成 14 年度当初予算までの進捗率でございますけれども、投資額で見まして 69.9% となっております。このうち農地の整備事業についてみますと、四角の枠の中の右上でございますけれども、平成 12 年 3 月末で 30 アール程度以上の標準区画に整備されました水田の割合は 50% から 58% に上昇いたしております。また、圃場に農道が接続しております畑の割合は 56% から 70% になるなど、着実な進捗を見ているところでございます。

また、その下にございますが、農村生活環境の整備状況についてみますと、農業集落排水施設の整備集落数は、計画の前提になっております規模で 3 万集落でございましたけれども、これに対しまして 9,952 集落ということになってございます。

次に、2 ページから 4 ページまでに、水田、畑、生活環境それぞれについて地域別の整備の進捗状況が出てございます。これにつきましてはお時間があればごらんいただければと思います。

次に、5 ページをお開きいただきたいと思います。現行の土地改良長期計画をめぐる情勢でございます。5 ページの枠の中でございますように、現行の土地改良長計をめぐる情勢につきましては、農林水産省と書いてある部分と経済財政諮問会議と 2 つございますけれども、大きくいいまして、食料・農業・農村基本計画に基づく施策の流れと、経済財政諮問会議における骨太の方針等による構造改革の流れという大きな取り巻く流れがござい

ます。

まず、農林水産政策といたしましては、ご案内のとおり、食料・農業・農村基本法の制定によりまして食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興という4つの基本理念が定められたところでございます。また、「農業生産基盤の整備に際し、環境との調和に配慮する」という規定も設けられているところでございます。

また、食料・農業・農村基本計画におきまして食料自給率目標が定められ、そのために確保すべき農地面積等が明示されたところでございます。その後、昨年8月には「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プラン」が公表されまして、農林水産公共事業については、その中で「環境創造型事業への転換を図る」ということがうたわれているところでございます。

また、新たな基本法を踏まえまして昨年の通常国会におきましては当分科会でも報告させていただいた原案どおり土地改良法の改正法案が成立いたしまして、環境への配慮といったことが土地改良事業実施に当たっての原則とされたところでございます。また、地域の意向を踏まえるための手続の整備、従来市町村長の意見を聴くとなっていた手続につきまして、市町村長の協議というふうに変更したり、地域住民等の意見を聞くといったような手続が設けられたりしたものでございます。そうした土地改良法の改正でございますけれども、現在、4月1日からの施行に向けて最終的な準備を進めているところでございます。

農業農村整備事業につきましては、こうしたことを背景といたしまして抜本的な改革に取り組んでいるところでございます。その抜本的改革につきましては平成14年度予算に反映させているところでございますが、農業農村整備事業の抜本的改革の内容につきましては、恐れ入りますが、資料3-3、補足資料の13ページをごらんいただきたいと思います。

13ページの左側でございますが、農業農村整備事業の新たな展開方向といたしまして、事業実施方式の抜本的改革をいたすことにしてございます。その内容といたしましては、事業の進め方に関する4原則を導入するということで、1つ目は時間管理原則の導入。これは、国営事業につきましては原則9年以内の事業しか採択しない、都道府県営事業につきましては原則6年以下のものでなければ採択しないといったものでございます。2つ目は、地域の創意工夫を尊重するということがオーダーメイド原則の導入でございます。また、3番目でございますけれども、地域の発想の重視、4番目といたしまして事業プロセスの徹底した公開ということで、事業実施方式の改革を進めることにしてございます。

また、ソフト施策と一体となった事業の展開を図ることにいたしているところでございます。その内容といたしましては、野菜生産の体質強化とございますように、基盤の整備と機械・施設導入を一体的に実施いたしましたり、技術面も含めた他の政策との連携といったようなことでございます。

また、むらづくり維新の取り組みを進めるとともに、その下にございます田園環境の創造ということで、環境創造型事業への転換の一つといたしまして、地域住民が参加して市町村による田園環境整備マスタープランというのを策定していただきまして、それを踏まえて事業を実施するといったような新たな仕組みの導入等を図るものでございます。

以上が農林水産分野での土地改良長期計画をめぐる情勢の変化でございます。

また、恐れ入りますが、資料3 - 1に戻っていただきまして、5ページをお開きいただきたい思います。5ページの右側にございますように、経済財政諮問会議の骨太の方針等におきまして、公共事業関係の長期計画につきましては、アウトカム目標の重視、異なる分野の計画間の整合性の確保といったようなことがうたわれてございます。また、中期展望におきましても同じような趣旨のことがうたわれているところでございます。こうしたことが背景にございまして、公共事業関係の長期計画については見直しをすることも含めて検討に至っているという状況でございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思いますが、今申し上げました経済財政諮問会議等における長期計画に係る論点ということでございますけれども、中期展望の方では「従来の事業量から計画によって達成することを目指す成果とすべき」ということがうたわれてございます。これは四角の枠の中の真ん中部分のアンダーラインのところでございますが、ここで書かれております事業量というのは、金額ベースで示された事業費を指しているものと考えられます。また、上の四角の枠の方でございますけれども、いわゆる骨太の方針では「各計画の目標については、アウトカム目標を重視すべし」という趣旨の記述が盛り込まれております。こうしたことから、今後策定される長期計画につきましては、アウトカム目標、すなわち計画によって達成すべき成果というものを重視していくことが必要という政府の統一的な方針が示されているところでございます。

また、基本方針におきましては、効率的な計画づくりとなるよう「異なる分野の計画間の整合性の確保を図る」ということがうたわれてございます。この中には、「地方単独事業は計画の目標とは位置づけない」ということも盛り込まれてございます。ちなみに、現行の第4次土地改良長期計画におきましては、直轄あるいは国が補助する事業のほか

方単独事業も含めまして計画が策定されているところでございます。

農林水産公共事業の一つでございます漁港漁場整備長期計画でございますけれども、この長期計画につきましては、ちょうど法律改正が行われまして、他の長期計画に先駆けまして漁港漁場整備長期計画の策定が平成 14 年度からということで先行いたしております。長期計画のスキームの先例ともなるものでございます。これにつきましても、6 ページの下の枠の中にございますように、従来の事業量からアウトカム目標に変更するとともに、「目標達成の確実性が検証された地域に限定する」といったようなことが閣議決定された上で計画策定が進められているところでございます。

アウトカム目標ということが出てまいりましたけれども、アウトカム目標のイメージにつきましては、次の次の 8 ページをごらんいただきたいと思っております。「アウトカムとは、政策を実施した結果、国民に対してどのような効果がもたらされたかということ」とされております。政策実施の流れにつきましては、下のフローのように整理させていただいておりますけれども、インプットといたしまして財政的、人的資源の投入、アウトプットといたしまして、生み出された財やサービスなどでございますけれども、ここに書いてあるようなものが挙げられるわけでございます。また、アウトプットという結果の上に、国民に対する改善効果としてアウトカムがあるというふうに整理させていただいております。

具体的に農業農村整備事業に当てはめてみますと、インプットは、事業費、例えば何兆円、何億円というものでございますし、事業期間もその中に入ってくると考えられます。また、アウトプットといたしましては、整備面積ですとか、整備延長、箇所数等が例として挙げられるところでございます。また、アウトカムにつきましては、その効果ということで一次効果と波及効果というふうに分けることができるのではないかとということでございますが、一次効果といたしましては、労働時間の短縮が何時間図られたか、麦、大豆等増産が 10 アール当たり何キログラムふえたか、というようなことでございます。

今後アウトカムというものを長期計画策定に当たりまして重視していく政府全体の方針がうたわれているということでございますが、アウトカムの中でも一次効果と波及効果がございまして、波及効果の方につきましては、例えば食料自給率がどのくらい向上したかということでございますけれども、こちらの方は、農業生産基盤の整備だけで達成されるものではございまして、生産対策、経営対策、さまざまな政策が相まって効果が発揮されるというたぐいのもではなからうかと考えられるわけでございます。そういった意味では、より高次といいましょうか、こうした効果につきましては、一般にいいまして、定

量的な効果の把握はやりにくいというものになるのではなかろうかと考えられるところがございます。

現行の長期計画につきましては、先ほど来申し上げておるところでございますが、インプットの事業量を金額であらわしました事業費で設定しているところがございます。

最後、恐れ入りますが、7ページに戻っていただきたいと思います。新たな長期計画の策定の考え方についてでございます。今後ご議論を賜りながら検討を進めたいと考えているところでございますが、一つの考え方として事務局で整理させていただいたものをここに載せさせていただいております。

まず、骨太の方針等でも必要性そのものを見直した上で中身の検討をするということが言われておるわけでございますが、土地改良長期計画についてみますと、その必要性につきましては、一つ目の丸にございますように、土地改良事業は規模の大きな投資を必要とする事業でございます。計画的かつ効率的な投資を行うことが不可欠であることから、事業実施の目標や事業量を設定しまして、国民への説明責任を果たしつつ、着実に実施するため今後とも長期計画の枠組みが必要ではないか、ということでございます。

また、新たな土地改良長期計画に当たっての視点といたしまして、2つ目の丸でございますけれども、新たな食料・農業・農村基本法の理念に基づく事業の展開方向を明示し、国民に投資の意義・効果をわかりやすく示すためにアウトカム目標を重視していくべきではないか、ということでございます。

また、計画の内容以外に計画策定過程での問題でございますけれども、パブリック・インボルブメント、P Iと書いてございますが、これは住民参加手法の一つとして、計画策定段階で幅広く意見を聞く機会を設ける方式というものでございます。パブリック・インボルブメントの実施によりまして検討過程の透明性を確保いたしまして、国民の幅広い意見の聴取と国民への説明、すなわちコミュニケーションに意を用いていくことが重要ではないかということでございます。

また、計画期間の問題でございますけれども、現行の長期計画のフレームといたしましては、土地改良法施行令におきまして計画期間 10 年を基本にしてございます。しかしながら、農業情勢の変化等にも適切に対応できるように、また他の公共事業関係の長期計画との整合性も踏まえまして、計画期間を短縮すべきではないかということがございます。この場合の考え方の一つでございますけれども、計画期間は短縮するとはいたしましても、アウトカム目標を達成すべき時期につきましては、長期的な展望も可能となりますように、

こちらの方は短縮しない。10年先を見据えたアウトカム目標、そういった考え方もとり得るのではないかということでございます。

これが土地改良長期計画の策定に当たっての考え方を大まかに示したものでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、資料3-2をごらんいただきたいと思っております。ブルーの横線が入った資料でございます。

本日、農村振興分科会でご議論いただくところでございますけれども、この分科会を経まして今月中に農業農村整備部会でご議論いただきまして、その後、企画小委員会でご議論を賜ることができればと考えております。数回の企画小委員会でのご議論の後に、おおむね8月ごろを目途といたしまして農村振興分科会と農業農村整備部会、合同会議という形も含めてまたご相談してまいりたいと考えておりますけれども、農村振興分科会と農業農村整備部会に8月ごろ企画小委員会の検討状況の報告をさせていただければということでございます。

その後、さらに企画小委員会でご議論いただきまして、来年2月ごろを目途に企画小委員会での検討結果を農業農村整備部会に報告していただきまして、その上で農村振興分科会に農林水産大臣から諮問し、答申いただくという運びでいかがであろうかというふうに考えているところでございます。

その後、土地改良長期計画の策定につきましては、都道府県知事の意見聴取、関係行政機関長への協議というものがございまして、その上で閣議決定という運びで考えているところでございます。

なお、このスケジュールにつきましては、政府全体としてのスケジュールなど情勢の変化によりまして変更があり得るものでございますので、一応の予定としてご承知おきいただければと考えております。また、審議会のご議論と並行いたしましてパブリック・インボルブメントといたしまして、地方農政局主催の地方懇談会ですとか、パブリック・コメントによりまして国民各層の幅広いご意見を伺い、企画小委員会等にも報告させていただきたいと考えております。また、秋には各種のシンポジウムも開催いたしまして、土地改良長期計画に関する国民的な理解の醸成を図っていくことができればと考えているところでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

今の見通しとしては、およそ1年をかけて検討を進め計画をスタートさせたい、こうい

うことのようにございます。それでは、ただいまのご説明につきましてご質問あるいはご意見があれば、よろしくお願ひいたします。

それでは、鷺谷委員。

鷺谷委員 達成すべき成果をアウトカムということで明確にして事業を進めるというのは大変重要なことだと思いますが、目標というのは望ましい成果という意味合いが大きいと思いますけれども、事業の性格上、どうしても環境へのインパクトというのがあると思います。それで、望ましくない結果というのも最初から意識して、十分にそれにも目を向けて、それを回避できるように計画を立てるとか、ほかの望ましい目標のためにどうしても犠牲にせざるを得ないのでしたら、ミティゲーション的な考え方を計画の段階で十分配慮するということが必要だと思います。

それで、環境創造という言葉を使ってしまいますと、何でも許されるような印象があって、やや危険な面があると思いますけれども、負の効果は負の効果としてしっかりとそのことも広く国民と情報を共有した上で計画を策定していただけたらと思います。

以上です。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。
三野委員。

三野委員 大変わかりやすく説明いただいたんですが、一つ質問ですが、期間の短縮を考えておられるということで、今までの10年からどれくらい短縮されるかということと、今のアウトカムの話も、計画というのは今までつくりっ放し、フォローアップのあれはあったんでしょけれども、それを評価して、さらに次の計画ないし計画の変更はどう生かすかという計画の仕組みそのものまである程度今回は考えることになるんでしょうか。その2点、お願いしたいと思います。

生源寺分科会長 それでは、事務局、よろしくお願ひします。

土地改良企画課長 計画期間の短縮の問題でございますが、骨太の方針等でも異なる分野の計画間の整合性の確保ということもうたわれておりますが、国土交通省の公共事業関係の長期計画の例で見ますと、例えば計画期間5年といったようなものもございます。また、一方、食料・農業・農村基本計画等も踏まえる必要があるわけでございますけれども、一つには5年といったようなものを念頭に置いて考えていったらいかがかということで考えてございます。

また、食料・農業・農村基本計画と期間を一致させるとすれば、当面7年、その後5年

といったようなことも考えられますけれども、いろんな例を見ましても、必ずしも基本計画と期間が一致している必要はないということもございまして、そこら辺も含めまして今後事務局としてご意見を賜りながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、長期計画をやってみて、その成果を踏まえた評価をまた次の長期計画にどのように反映させていくのか、その評価といった面についての仕組みというふうに承りましたが、政策評価法という法律ができて、平成 14 年度から農林水産省でも本格実施ということになってございます。政策分野ごとに目標を設定いたしまして、それを毎年評価するという仕組みがあるわけでございますけれども、そうした政策評価の仕組みの中でこの長期計画がどうであったかというふうに毎年評価しながら、政策課題を達成するための手段もそのままいいのかどうか等、検討していくことになるのではないかと考えております。

生源寺分科会長 今の第 2 点目は恐らく計画のスタイルそのものにかかわるかと思しますので、このあたりもこの期間でかなり議論を深める必要があるような気がいたします。

ほかにいかがでございましょうか。森地委員。

森地委員 書いてある内容はよく理解ができるんですが、計画がどう変わるのかというところの内容はなかなか理解が難しい。

具体的には、この資料でいうと 8 ページ、典型的だと思いますが、政策実施の流れがインプットからアウトカム、こういう格好で行くわけですが、今までは、先ほどのご説明によれば、 を目標に計画を立てていました、それを を目標に計画を立てますという と、 を重視したときに がどう変わるのかというところが問題なわけです。したがって、地域の配分にしろ、事業の内容にしろ、 から をどういうふうにやっていくのかという と、計画の立て方自身を相当変えていく必要があるわけで、むしろその議論をこういう場ではないか。私自身はそう思うんですが、こういうふうの流れが変わりますという話は新聞を読んでいても書いてある話ですから、次回は から見たときに今までの とか の決め方がどう変わるのかというそこのご説明をぜひいただきたいという気がします。

ちなみに、その前に「後で見てください」と言われた畑整備率（農道整備）とか、こういう指標自身もこういうものでいいのかどうかというところがむしろ議論になるかなと、そんな気がいたします。

生源寺分科会長 この点について何かコメント、ございますでしょうか。

それでは、計画調整室長。

計画調整室長 計画調整室長の宮元ですけれども、先生がおっしゃるように、アウトカムからどのようにインプットを求めていくのか。その中には、いかにコスト縮減を図りつつ目標を達成するのかということ、それから食料・農業・農村基本計画において、今回、食料自給率あるいは農地面積というのを明確に示しましたけれども、そこからこういった形でこの事業の必要性を導き出せるのか、そういったことも試みてみたいというふうに思っております。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

今までお三方にご発言いただいたわけでございますけれども、鷲谷委員のマイナスの影響についてもあらかじめ計画の中できちんと見ておく必要があるということ、あるいは三野委員の計画自体のマネジメントサイクルということについてどう考えるかという問題、今、森地委員からありましたアウトカムというものを重視した場合、アウトプットあるいはインプットにどういう変化が生じるかといったような問題、いずれも非常に基本的な問題だと思いますので、先ほどご提案のプランでは農業農村整備部会あるいは企画小委員会に問題をおろしていくということでございますが、論議の柱として今の3点をきちんと立てていただきたいというふうに思います。

そのほかにいかがでございましょうか。中村委員。

中村委員 パブリック・インボルブメントと書いてあるのが土地改良長期計画の策定スケジュール案の中にも出ていますが、パブリック・インボルブメントというのは二通りあると思います。平成15年度以降の長期計画で何をやるかという中でもパブリック・インボルブメントが必要だし、この長期計画を立てるためにもパブリック・インボルブメントが必要だと思います。

だけれども、パブリック・インボルブメントの内容は何だというと、ここに地方懇談会というのが書いてあるんですが、この長期計画の考え方の中にもありましたが、地方重視というか、村落の機能強化みたいな話もあって、それはそれで結構ですけれども、例えば環境保護団体というのは、別段地域にかかるわけではなくて、日本全国から集まってくるとか、あるいは世界的に集まってくるとか、もう一つの切り口としては、インタレストグループというか、地域でなくて、インタレストで意見を集めてくるということも必要じゃないかなという気がするんですね。

地方懇談会というのも、インタレストグループというか、えてしておじいさんたちが集まってきて、おじいさんの意見を聞くようなことになるという感じがするわけですが、必ずしも若い人、例えば環境に関心を持っている若い人の意見が十分に入ってくるとは限らないような気がするわけです。

私のささやかな経験からいきますと、NGOとかNPOとか、あるいはボランタリーグループというのがあるんですけども、ああいうのは非常にわずかなお金をあげると大変盛んになるというような一面がありまして、ああいうのを今後組織していったら、農水省のおやりになる事業の中にどう反映していくかというのが割と重要なんじゃないかなという気がしますので、そんなこともパブリック・インボルブメントを考える中で、十分に考えていってほしいとは思いますが、ぜひもう少しポイントを置いて考えていただけたらいいなというふうな印象を持ちました。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。こういったものを自然体でやりますと、大体こんな感じになるかなということは恐らく予想がつくと思いますので、多少意識的にターゲットを考える必要もあるのではないかとということかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

そのほかにいかがでございましょうか。小田切委員。

小田切委員 今の中村委員のご発言とほぼ同じようなことですが、直接土地改良長期計画ということにかかわらず少し発言させていただきますと、今回の土地改良法改正の中で注目すべき点として、5条、85条、市町村長との協議が制度化された、あるいは意見書が提出できるような可能性が保障された、ここに一つの大きなポイントがあるのだらうというふうに思っております。

土地改良事業を環境創造型事業に転換していくということであれば、環境についてその強みも弱みも最も知っているのは住民でありますから、住民がそういう形でみずからの意見を反映させる、参加できる、このことを制度的に保障されたということは画期的なことだらうというふうに思います。そもそも土地改良事業の多くは申請主義、そういうふうな発想があるわけですが、残念ながら今までは申請主義の強みが生きてこなかった。ということで、今回こういうふうな制度改正が行われて、制度的に保障されたということだらうと思います。このメリットを土地改良長期計画においても促進するような書きぶりを期待させていただきたいというふうに思います。

その上で一つご質問させていただきたいと思いますが、経済財政諮問会議の縛りの中で、

地方単独事業についてはこの目標を今回は入れることができないということでございますが、地方の事業との情報の共有、連携ということも重要になるだろうというふうに思いますが、この点について、計画の中には入れなくても、何らかの連携を図るような仕組みをお考えになっているのか否か。大きな枠組みとしては、食料自給率の維持向上ということにかかわっては地方単独事業とのかかわりも当然出てくるというふうに考えていますので、この点についてどのようなお考えなのか、ご意見をいただきたいというふうに思います。

生源寺分科会長 それでは、この点、計画調整室長、お願いいたします。

計画調整室長 私どもには、現在、農業農村整備事業管理計画というものがございまして、市町村が自主的に、農業農村整備事業だけではなくて、その他の関連する公共事業、市町村単独事業もあわせて、今後5年間どういうふうにやっていくかという要望とございますが、そういったものを全国ベースで整理しています。こういったものを生かしながら地方単独事業との連携、さらには類似事業といたしますが、下水道あるいは道路事業との連携も図っていきたいと考えております。

生源寺分科会長 よろしゅうございますか。

そのほかにいかがでございましょうか。それでは、有田委員。

有田委員 三野さんがお話になったこととちょっと関連するんですけども、土地改良長期計画と環境に対する計画、計画相互の関係ですが、土地改良法の中で土地改良長期計画というのが位置づけられているわけですが、環境に関しては特に位置づけられていない。今回のアウトカムの内容を見ても、社会経済的効果については踏み込まれているわけですが、環境に対する効果については組み入れられていない。

今、宮元さんの方から市町村における計画が基礎になっているというご説明があったんですけども、環境の場合、土地改良長期計画の対象エリアをはるかに超えて、例えば流域であるとか、そういった問題との関連がどうしても出てまいりますので、計画全体の枠組みをどうするのか、土地改良法の中で環境との計画をどう位置づけていくのかということがある程度明示されるべきだろうと思います。その中でいろんな評価の問題が出てくるのではないかという気がいたします。

生源寺分科会長 これは最初の鷺谷委員のご指摘とも重なる部分ですが、何か役所の方でございましょうか。

それでは、計画調整室長。

計画調整室長 ここにアウトカムを例示としてあらわしたので、ぜひ環境のアウトカム

をご議論いただいて、アウトカムの中に環境をどういうふうに入れていくかということも考えていきたいと思います。先般、漁港漁場長期計画で漁場の環境を200海里設定以前の状況を目標にして整備を進めるというような報告もございましたが、土地改良長期計画の場合も、そういった形での何らかの目標設定がうまくできればと思っております。

それから、環境と長期計画の関係ですけれども、現在、農業農村整備事業を実施するとき、来年度からすべての事業で田園環境整備マスタープランというものを立てることになっておりますので、そういった計画とも整合性をとっていく努力をしていきたいと思っております。

生源寺分科会長 それでは、井上委員。

井上委員 今、環境のお話でしたが、ちょっと意味合いが違うかもしれませんが、基盤整備したところで人が働くわけです。実を申し上げますと、私、農業労働災害の研究をずっとやっておりますが、基盤整備をやったところで結構事故が起きている。事故の原因については、農業労働災害の場合は人の問題、機械の問題、環境の問題、3つぐらい要素がありますけれども、細かく見ていきますと、圃場の出入り口で転倒して死亡事故、これは意外とずっと多いです。そうやってまいりますと、数値目標を入れるのは難しいかもしれませんが、働く人の安全性を高めるという話があってもいいんじゃないかと思えます。

私、20年ぐらい労働災害の問題を追っていますけれども、土地基盤整備の中で働く人の安全性という問題については余り配慮してこなかったんじゃないかと思えます。例えば、圃場に入るところの坂、急坂であればひっくり返ってしまうとか、幅とか、農民の方は、傾斜度を緩めれば土地が余計使えますから、なるたけならぎりぎりのところでやるという話になりますね。事故というのは一つだけの要因ではないんですけれども、特に農業の場合、土地基盤の環境がかなり大きく影響している。農道整備されている場合でも、側溝に脱輪してひっくり返って、そこでもって死亡事故が発生しているというような事故が多いんですね。ですから、豊かな環境創造といった場合、人間の安全も考えていただくような計画に配慮していただきたいと常々思っているわけです。

もう一つ、ついでに言わせていただきますと、これは長期計画と直接かわらないのかもしれませんが、私、農村の中の整備ということについて、グリーンツーリズムの観点でどうやったらいいのかということは常々思っているんですが、それで一番気になるのは、我が国の農村においては、これは農村だけではありませんけれども、広告規制が一切ない

んですね。市町村によっては条例で規制しているところがありますが、国レベルでは基本的には何も無いのではないかと思います。私どもが特に西ヨーロッパの農村へ行って、きれいだな、非常に美しく感じるというのは、向こうは農村の中の看板とか広告をものすごく規制しています。我が国の場合、ほとんど制限がないという形でやっておる、ここに大きな問題があるのではないかと。

だから、これから美しいむらづくりとか、環境と調和といったような基盤を整備していくということになれば、ここには入ってこないかもしれませんが、何らかの形でこれから先、農村の中の看板とか広告はそれなりの規制をやるようなことはどこかで考えていいんじゃないかと思います。

以上です。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。最初の点、労働災害、安全の問題は設計課長ということになるのでしょうか。何かコメントがあれば。

設計課長 実際上の設計に係る部分は、今のところ機能性に着目して設計基準とかをつくっておりますので、今後そういった視点、今、井上委員からご指摘のあった点を参考にしながら、基準を変えたときには検討してまいりたいと思っております。今、具体的に回答を持っておりませんが、今後の方向としてこういう視点も取り入れていきたいと思えます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。そのほかにいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。もしあればまた後ほどご発言いただくということで、まだほかの議題もございまして進めたいと思えますけれども、今の土地改良長期計画の件につきましては、事務局からのご説明にもありましたように、今後は農業農村整備部会、さらに企画小委員会ということになるかと思いますが、この場で専門的な意見なりを求めながら審議していく、こういうことにいたしたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、この件はお認めいただいたものとして、先に進めさせていただきます。

次に議事の4のその他でございますが、最初に、この分科会のもとに組織されております、再三名前が出てきておりますけれども、農業農村整備部会での審議状況につきまして齋藤事業計画課長よりご報告をお願いいたします。

事業計画課長 では、座ってご説明申し上げます。

審議状況ですが、資料4をごらんいただきたいと思えます。先ほどございました食料・

農業・農村政策審議会の規定に基づいて分科会が設置され、農業農村整備部会でこれまで審議されてきました。

済みません。あっちこっちへ行くんですが、後ろの方に参考資料3というのがございますけれども、その1ページをごらんいただきたいと思います。農業農村整備部会の中に3つございます。企画小委員会、国際小委員会、技術小委員会が設置されていまして、企画小委員会は農業農村整備の推進に関する基本事項、国際小委員会は、国際かんがい排水委員会の諸活動、農業農村整備分野の国際協力の推進に関する事項、技術小委員会は土地改良の設計基準、管理基準、農業農村整備の実施に係る技術的な諸課題について対応するというところでございます。

また資料4、もとの方に戻っていただきまして、農業農村整備部会と企画小委員会でここ1年いろんなご審議を賜っております。まず一つは、環境との調和への配慮ということで、今回資料を用意しております。それから、土地改良施設の整備更新及び管理体制については、今ご審議いただいております。まだ最終案の取りまとめまで至っていないというところでございます。

次の2ページをごらんいただきますと、国際小委員会ということですが、これにつきましては、これまでの国際協力の実績とか、第3回水フォーラムの動き、ICID理事会の模様、こういったようなことについて報告し、ご審議いただいたというところでございます。

4. 技術小委員会ということですが、ダム、農道の制定が行われた。それから、先ほど来話題になっていますが、環境との調和への配慮についてご審議いただいて、取りまとめに至った。そういった1年の活動状況をご報告申し上げます。

今度参考資料3の方でご説明申し上げたいと思いますが、1ページは先ほど申し上げたとおりでございます。

2、3、4、5は、各委員会の委員の方々のお名前でございます。

6ページからご説明申し上げますけれども、「農業農村整備事業における環境との調和の基本的考え方 - 企画小委員会報告のポイント」ということで、後ろに報告書をつけておりますけれども、レジュメの方でご説明申し上げたいと思います。

検討の背景ですけれども、地球の温暖化とか生物多様性の減少に対応するため、環境との調和を図って持続可能な発展を実現することが国内外において急務でございます。食料・農業・農村基本法でも、農業・農村の有する多面的機能の適切な発揮が重要と言われております。それから、これまでも農業農村整備事業におきましては個別に、また任意に

環境との調和への配慮はやっておりましたが、土地改良法の改正で環境との調和への配慮を事業実施の原則に追加した、そういう背景がございます。

2番として環境との調和の基本方針でございますけれども、農業農村整備の効率的な実施を図りつつ、いわゆる二次的自然、里地、里山、棚田とか、いろいろございますけれども、そういった自然の保全とか回復を図ることが必要である。

配慮の視点でございますけれども、これらは農の営みとか自然との共生によって形成・維持されてきた。これらを念頭に置いて、地域の特性に応じて目標を設定してやっていくということでございます。3番目の丸でございますが、農村の二次的自然とか景観への負荷や影響を回避、低減して、これまで失われた環境を回復し、さらには良好な環境を形成する。それから、原則としてすべての農業農村整備事業の実施に際して環境との調和への配慮を実現していくということでございます。

配慮すべき環境要素としては、大気、水、土壌等の環境の自然的要素、野生の動植物の個体群とか、それらを構成する生態系、そういったものを対象として、受益農家とか住民とか関係行政機関、専門家等の意見を聞きながら、配慮の対象とする環境要素を選定していくということでございます。

それから、先ほど来ありましたけれども、地域住民の参加とか、関係機関との連携が必要であるということでございます。

これまで基本方針を述べてまいりましたけれども、実効性のある仕組みが求められています。後でまた出てまいります。市町村が自主的に農村の環境保全に関するマスタープランをつくっていただいて、それに基づいて事業実施計画をつくっていく、そういう仕組みでございます。それから、調査、計画の段階から環境との調和への配慮をする、適否決定の専門技術者の報告書の中に環境との調和への配慮を入れる。今は例えば経済性とか、農家の収益とか、4項目ございますが、環境との調和への配慮も事業計画適否の審査を行う場合の要件の一つにつけ加えるということでございます。

地域住民等の意向の反映ということですが、地域住民から意見提出するとか、関係市町村との協議を行う。

客観性、透明性の確保で、環境に関する情報を収集するとともに、意見交換を行うような仕組みを考えているということでございます。

8ページ以降が報告書でございますけれども、これは時間の関係で割愛させていただきまして、21ページをごらんいただきたいと思います。今ご説明申し上げたのを1枚の紙

に書いております。環境に対する国民の意識の高まり、基本法が制定されて、土地改良法の改正、農業農村における環境との調和、視点、実効性のある仕組みを今ご説明申し上げたところでございます。

では、具体的にどうするのかという話でございますけれども、22 ページをごらんいただきますと、大きく3つ柱がございます。一番端は地域住民等の参画、真ん中は事業実施のプロセス、一番右側が客観性、透明性の確保ということでございます。

一番下に書いてありますが、赤いところは環境に係る通知等に基づく手続、ブルーは改正土地改良法令で新設される手続ということでございます。例えば、一番上からいきますと、マスタープランを作成しますけれども、これは要綱・要領で行いますということでございます。これで基本計画を定めますから、今度調査・計画の段階で、赤いところでございますが、環境調査というのを新たにつけ加えました。右側に行きまして、計画の策定で専門家、地域住民の代表者等からなる会を設けまして、情報の収集とか意見交換を行うということなんです。

それから、事業計画の公告・縦覧に対して、先ほど来話に上がっていますが、意見のある者は意見を提出することができる、関係市町村とは協議、このあたりは改正土地改良法令で定められております。

次、下に行きまして、今度は事業計画書の審査、事業計画の決定を行います。国営事業は国、補助事業は都道府県が審査、決定を行いますけれども、この中に、先ほどちょっと申し上げましたが、今まで4項目、事業の必要性、技術的可能性、経済性、農家の負担能力ですが、環境との調和への配慮、これが新たに1項目加わり、この5つの要件をすべて満足していないと審査に合格したことになるということでございます。最終的な適否を決定するとき、私ども専議と申していますが、専門的知識を有する技術者の調査ということで、報告書の中に環境に係る調査報告を含めていただく、これも土地改良法令で定めるということでございます。

今度は事業計画書を公告・縦覧いたします。設計を行いまして、今度は事業の施行とか、維持管理の段階でも必要に応じて情報提供とか意見交換を行う。

この4月から、つまり新規着工地区からこういった手続で進めていきたいということでございます。

23 ページをごらんいただきますと、これも先ほど来話題になっておりますが、田園環境整備マスタープランの概要でございます。いろいろと本を見ていますと、欧米諸国では

SEA、戦略的環境アセスメントということをよく言っておりますけれども、私どももその一環だというふうに思っています。SEAというのは、事業計画の段階で環境との調和への配慮ということではなくて、上位計画、高度の計画の段階から環境との調和に配慮する。すなわち、食料・農業・農村基本計画でもそうですし、土地改良長期計画でも今話題になっています環境との調和への配慮、今度は市町村の田園環境整備マスタープランで当該市町村の事業をやる場合の基本計画を定める、その基本計画に基づいて事業実施計画で事業に至る、そういう新たな仕組みを設けたということでございます。

下の方をごらんいただきますと、市町村が住民の意見を聞きながらみずから策定する、そういう仕組みでございますけれども、グリーンの部分が環境創造区域ということで環境創造を積極的に図る地域。環境創造区域というのは、真ん中にありますけれども、生態系に配慮した護岸「メダカの泳ぐ水路」とか、棚田を保全するとか、貴重な植物が生息する湧水池を保全する、そういったようなことがあります。黄色いところは環境配慮区域で、環境創造区域以外の区域ですが、ここでは、例えば工事の過程で濁水が出る、そういったときには汚濁防止膜等を設けて、極力汚濁汚水が流れないような工夫、振動等も避ける、そういった配慮を行うような計画をつくるということでございます。

24 ページは委員の先生方の名簿でございます。

25 ページをごらんいただきますと、これまでは事業実施するに当たって環境との調和への配慮の基本的な考え方と実効性のある仕組み、そのあたりをご審議いただきました。今度は技術小委員会で、また別の視点で環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引をご審議いただいたということでございます。私どもでは、こういった資料は事例なんかをまとめたものはございましたけれども、体系的にこういうような資料をまとめたのは今回が初めてでございます。

1 番、手引の目的ですけれども、全国的に展開していく、原則すべての事業でやるということですので、国とか地方公共団体で農業農村整備に携わる者、もちろん土地改良区の方も含めて、実際に調査計画とか設計するに当たってどのような考え方でやっていくか、要は基本的な考え方とか仕組み、それを手引としてまとめたということでございます。環境は範囲が非常に広うございまして、地域の特性もあるということですから、地域みずからが考えて、地域の特性に応じたさまざまな工夫が行えるような仕組みにしているということでございます。

そういう観点からいうと、基準、つまり何ページの何行目を見れば、次のページのどこ

を見れば設計ができるということではなくて、要は、考え方とか、そのあたりをまとめて、それでいろいろと考えながら、住民とも意見交換しながら調査・計画・設計を行っていく、そういう観点から手引として位置づけているということでございます。

今回の手引の目的と取り扱う範囲でございますけれども、環境の定義は、先ほど来ご説明しましたが、いろいろございますが、自然生態系とか、そういうウエートが大きいと思われましたので、水路、水田、ため池を対象として考えております。例えばほかに農道とか、いろんなものがございますけれども、そういったのは今後順次拡充していくつもりでございますが、まず手始めにこのあたりから始めたいということでございます。

農村の自然環境の特質と生物の生息・生育環境ですけれども、農村の自然環境（二次的自然）は適正な営農とか維持管理のもとに成立するということでございます。

水田は、もちろん農業生産の場ですが、多様な生物の生息・生育の場、例えば卵を生んだり、ふ化したり、そういうことのある場であって、いわばゆりかごといっても過言ではないということでございます。

ため池というのは、止水域、要は水がたまっている状態でございますが、これがため池で水域、水位が変動しますから湿潤区域、さらに山の方に行って陸域、こういうふう非常に多様な生物生息空間を有している。秋に水を落とした後に泥さらいをする、その土をどこかに持っていき、そうしたらそこで新たな動植物が生育し、繁茂する、そういうふう非常に豊かな自然環境である、そういう観点をご審議いただきました。

それから、水田と水路とため池がよく話題になるんですが、連続性が確保されていない。つまり、動物が動くときには水を通じて連続性を確保することが必要ですから、そういう視点でまとめてあるということでございます。

2番、環境配慮のための調査計画の仕組みですけれども、先ほど申し上げた田園環境整備マスタープランを策定していただく。2番目は、学識経験者とか地域住民の代表、農業関係者によって環境に係る情報協議会を設けていただいて、調査計画に関する意見交換を行う。それから、動物、植物、景観も含めて非常に幅広いんですが、専門知識を有する者の中から環境相談員を登録して、指導・助言をいただくようなシステムをつくる。

26 ページをごらんいただきまして、調査の必要性と趣旨ですが、先ほど来、鷺谷先生を初めいろんな方々からございましたけれども、ミティゲーションというか、影響をできるだけ軽減するような対策を検討して、ちゃんと調査を行う。それから、調査の手順をまとめています。

調査を実施する際の留意点ですが、生物の生活史、つまり、ある動物をとれば、いつごろ卵を生んで、いつごろふ化して、寿命はどのくらいで、どういったところを好むか。例えば、流速とか、水草のあるところを好むとか、いろいろとございますけれども、そういった生活史を知る。それから、コリドーとか、いろんな言い方をしますけれども、動物にとって水域・緑のネットワーク、こういったことを構築することが非常に重要である。それから地域の水管理とか営農、こういったことが動物、植物にとって非常に重要ですので、営農とか管理も踏まえた調査を行いますということでございます。

計画は、先ほどのお話になりますが、ミティゲーション5原則に従って適切な措置を講ずる、生物生息空間の形態・配置の6つの原則を念頭に置いて計画を策定しなさい。

それから、保全対象種の設定と実施エリア区分ですが、これは地域でいろいろと考えていただいて保全種等対象種を選定していただく。それから、田園環境整備マスタープランで大きく区域を分けていますけれども、計画に落とす場合にはゾーニングということがあるかと思いますが、その中でさらに詳細なエリアを設定していくということでございます。

それから、いろんな関係者と意見交換を行って計画をつくる、行政は調整役ということでございます。

27 ページをごらんいただきますと、今度は設計ですけれども、設計については、標準的な設計とか工法だけでは対応できませんから、地形条件を生かすとか、住民の声を生かして創意工夫を行うということでございます。

それから、環境に配慮した資材活用、保全対象種の生息・生育に適した水深、流速、そういったことを条件に整備するということです。

設計の手順とかは、もちろん一回でできませんから、試行錯誤しながら、住民の意見も聞いて繰り返しやっていくことが必要かと思えます。

路線の設計とか水理、縦横断設計ですけれども、画一的に同じ断面で一直線に通すより、区間別にいろんな配慮をしたり、最も適した水路断面、これは工事費の関係もございませし、用地の問題もありますので、そういったことも念頭に置いて設計を行うということでございます。

それから、別添資料ということで、これにはつけておりませんが、「農村地域の生き物たち」ということで生物種の基礎知識、使いやすいように「環境との調和に配慮した対策事例」、参考資料として生物の調査手法、そういった資料をまとめて、2月28日に

最終的取りまとめを行って、4月1日に備えて各農政局、県、市町村、土地改良区等に送りしている状況でございます。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きこの分科会の所掌事項であります農村振興に関する施策に関連する事項といたしまして、本年1月に農村振興局に設けられた農山村振興研究会が報告を取りまとめしておりますので、吉村農村政策課長よりご説明をお願いいたします。

農村政策課長 それでは、資料5をお開きいただきたいと思います。ただいま分科会長からご紹介がありましたように、農村振興局長の私的な研究会として農山村振興研究会が設立され、そこでの報告書が1月にまとまったわけでございます。

この報告書の中身、これからご説明させていただきますけれども、基本的に農山村という空間を幅広く利用していくためにどういったことが必要かということについてさまざまな視点からご議論いただき、今後の政策展開において非常に重要な論点をご提示いただいたというふうに認識しております。今後その論点に沿った施策を具体化していくに当たりまして、この分科会においてお諮りし、ご意見を伺うという機会も当然出てまいると思いますので、この機会にご紹介させていただきたいというふうに思います。

まず、農山村振興研究会の取りまとめの性格でございますけれども、資料5の5ページをお開きいただきたいと思います。「はじめに」ということでございまして、基本的な視点が幾つか出ておりますが、こういった状況を踏まえて、先ほど申しましたように、農村振興局長の私的研究会として平成13年7月に設置されたということでございます。この取りまとめは、上記の大きな方向性あるいは問題意識の中で、各委員がそれぞれの専門分野に係るテーマを分担して論文を執筆し、これを踏まえた研究会全体での議論を経て集約したものである、こういう性格のものでございます。

率直に申し上げまして、こういった研究会、往々にして役所でいろいろな原案を提示してご議論いただくということが多いわけですけれども、そうしますと、私ども、現行の制度なり施策の殻にどうしても縛られて、なかなかそこからはみ出せない、こういうことも出てまいりますので、この研究会におきましては、それぞれの先生に独自の立場で論文を執筆していただき、それを踏まえた議論を経て集約する、こういうやり方をとらせていただいたわけでございます。

委員の名簿は資料の28ページに出ておりまして、分科会長をお願いしております生源

寺先生にこの研究会においても座長をお願いしてお取りまとめいただいた、こういうことになっております。

それでは、中身の方を簡単に説明させていただきますが、この資料の1ページをお開きいただきたいと思います。1ページ、「農山村振興研究会とりまとめの概要」でございます。1は基本的な認識でございますけれども、「現状と新たな兆し」ということで、人口減少なり高齢化、耕作放棄地等の増加あるいは市町村の再編の動き、こういった現状、一方で田舎暮らしブーム、価値観の変化、健康志向、環境意識の高まりといった新たな兆しも都市・農村それぞれの側で見られている、こういう状況がございます。ただし、それがまだまだ大きな流れにはなっていないというのが実態だと思います。そういった中で、農山村の魅力ということで、美しい景観、多様な伝統文化、自然と共生する農のある生活、循環型社会のモデル、新たなライフスタイルの実現の場、こういった魅力を今日的にとらえ直す。

2番目の農山村振興の基本的方向ということでございますが、農山村での生活、就業、活動を通じて自立的に自己実現を図ろうとする人々が、農山村で暮らす・過ごすという選択肢を幅広く提供するということがございます。もちろん都市住民あるいは農村住民それぞれにとって、どういうライフスタイルかというのはあくまで個人の問題でありますけれども、そういう中で選択肢を幅広く提供する、こういうことを基本に置いております。また、それを通じて都市と農山漁村の間において、人・もの・情報が循環する社会、都市と農山村の共生・対流というものを実現していこう。また、その基本的な条件として、おいしい水・きれいな空気・美しい自然等の良質な自然環境に囲まれた豊かな生活環境の確保を実現していこう、こういう基本的な方向でございます。

資料が行ったり来たりして恐縮でございますけれども、そういった基本的な方向の中で、3ページ、字が小さくて恐縮ですが、横サイズの農山村振興研究会とりまとめの構成というものがございます。ただいま申しました農山村振興の基本的方向というのは、左下の枠に囲んだところに出ておまして、今申しました「農山村で暮らす・過ごすという選択肢を幅広く提供すること」ということを基本に置いております。

そういう中で、真ん中の欄でございますけれども、農山村振興の課題ということで、このような基本的方向のもと、農山村の振興を実現していくためには以下のような課題があるということで、こちらにありますような6点の課題を設定していただいたということでございます。

1つ目は、現在ある、またはかつてあったこうした特徴が農山村の魅力であることを今日的にとらえ直し、おいしい水・きれいな空気・美しい自然等の良質な自然環境に囲まれた豊かな生活環境の確保を基本に置くこと。2つ目は、農山村の魅力を効果的に情報発信するための能力・体制を構築すること。3つ目は、都市住民や地域住民が農山村の魅力を享受するために必要な生活環境・都市的サービス機能（共通社会基盤）を整備すること。4つ目は、農山村の魅力を個々人がさまざまな形で享受するため自由度の高い参入を実現すること。5つ目は、自然環境等の保全と生活環境等の整備は矛盾する可能性をはらむものであり、これらを調和させる地域の土地利用を確立すること。最後は、個性ある情報発信、効率的な生活環境・都市的サービス機能の整備、秩序ある土地利用、自由度の高い多様な参入を支える現在の集落を越えた新たなコミュニティを形成すること、という6点でございます。

そして、この6つの課題の今後の対応方向ということで、ある程度くくれるものをくくり直しまして、右側にありますような4つの対応方向にまとめさせていただいております。1つ目は農山村の魅力の再認識と発信ということ、2つ目は新たなコミュニティの形成と共通社会基盤の整備、3つ目は農山村の魅力の保全と活用を図る土地利用の確立、4つ目は多用な参入に向けた条件整備ということでございます。

それについては、申しわけございませんが、資料の1ページ目に戻っていただきたいと思っております。今申し上げました4つの論点に沿ってご提言をまとめさせていただいているわけですが、1つ目の農山村の魅力の再認識と発信というところでは、地域に住んでいる人は地域の魅力になかなか気づきにくいという部分があることから、外部からの視点を取り入れた客観的な魅力の評価と発信、また情報ネットワークの双方向性を活用した情報交流、農山村においてややおくれております情報通信ネットワークの整備、そういったことがご提言の内容になっております。

2ページ目に移らせていただきまして、2つ目の論点であります、新たなコミュニティの形成と共通社会基盤の整備ということで、これまで農村社会、集落というものを基本的な単位として動いてきたわけでありまして、中には集落の戸数が非常に少なくなって、高齢者ばかりの集落が出てきている。そういう中で、集落の維持自体の肥大化、一方で生活圏も広がっておるということでありまして、今後の方向として、旧市町村や小学校程度の規模・広がりを持つコミュニティに再編していくことが一つ出されております。

もちろんそれ自体、そこでいろいろな生活環境条件をすべて整備するということとはとて

もできないわけでありますので、コミュニティの効率的な連携による圏域、合併というものが一つの議論になっておるわけですが、合併市町村や広域市町村圏、こういったものを形成していく。

そして、新たなコミュニティ間の連携と役割分担に基づく効率的かつ質の高い共通社会基盤を整備していくということで、その中にはワンストップ・サービスなり、コンパクトなまちづくり、地域づくりということが一つの考え方として出てくるだろう、こういうことでございます。

3つ目の論点でありますけれども、農山村の魅力の保全と活用を図る土地利用の確立ということでありまして、先ほど申しましたように、コミュニティの形成なり共通社会基盤の整備と農山村の本来の魅力を保全していくことを調和させていく観点から土地利用の問題が非常に重要になるわけですが、そういった中で、ここでは住民参加による土地利用計画を構築する仕組み、総合的な土地利用の取り組みとして、市町村の土地利用調整条例を積極的に評価しよう。

一方で、土地利用制度においても食料の安定供給なり農業の持続的発展、あるいは多面的機能の発揮という食料・農業・農村基本法に掲げられている目標は重要な視点でありますので、これといかにして調和を図れるかという課題の検討とあわせて、現在の個別法による規制から土地利用調整条例及びその中で位置づけられる契約的手法に基づく農林地の保全のための土地利用調整への移行を検討してはどうか、こういうことでございます。土地利用調整条例は、既に自主的な取り組みとして幾つか出ているわけですが、それを本格的に位置づけるということになりますと、こういった点の検討が必要であろうというご指摘でございます。

次、農山漁村の人の数が引き続き減っていくことは事実でありますので、少数の人による農林地の安定的・継続的な利用・管理ということで、新たなコミュニティ、先ほど申しましたように、従来の集落を越えたより大きな広がりの中での土地利用調整や農林複合事業体といった幾つかの事業をあわせ行う事業体を形成していく、こういったことが挙げられております。

最後の論点、多様な参入に向けた条件整備ということでございますが、個々人の価値観・ライフスタイルに応じた多様な参入を積極的に評価するということで、農業についてみましても、本格的に農業に就業するというものもございましょうし、またクラインガルデンというような形の利用の仕方もある、さらに退職後の居住の場、さらには、心理

的なつながりと申しましょうか、そういった形の参入でトラスト的な参加、こういったさまざまな参入の形態を積極的に評価していこう。そして、これを後押しするものとして、情報発信、共通社会基盤の整備、住宅取得の円滑化、農林業・農林地へのさまざまなかわり方を可能とする自由度の高い制度的な枠組み、こういったことを検討していくべきである、こういうご提言をいただいております。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の事務局お二方からのご説明、あるいはそのほかのことで結構でございますので、全般的に何かご意見、ご質問があればお願いいたします。森地委員。

森地委員 前半と後半と両方、こんなことを考えているということをお願いしたいんですが、後半の方、大変おもしろく読ませていただきました。生源寺先生には何度かそういうことを申し上げているんですが、農村が汚くなったとか、あるいは景観的におかしくなったところは幾つかありますが、一番最大のものは土地利用境界、工場をつくったり住宅をつくったりしたところと水田地域の間で、多分2、3m、木を植えただけでも随分変わってくる、そういう社会ではないかと思いますが、そういうことをバックアップしたり、規制をかけたりするような仕組みがずっとなかったことがあろうかと思えます。

同じように、先ほど看板の話もございましたが、道路の沿道部分の使い方についても、都市の周辺でいいますと、日本を代表するような大企業、例えば自動車のメーカーですとか、ガソリンスタンドですとか、こういうところもほとんどアトランダムな景観をつくっている、こういうところでやろうと思えば何かできるのかなという気がいたします。

それから、同じように、山の部分は斜面地の使い方とスカイラインの使い方、こういうところも、京都の東山のああいうところみたいに風致地区とかで守ったということになっているんですが、現実にはそうではなくて、多分京都の市民が許さなかったというのが一番大きい。それに比べて伊吹山だとか秩父の山を断切りしたのは一体どういう感覚のことなのだろうか、こんな気がいたします。そうでなくても、例えばヨーロッパの斜面地の住宅の使い方、建物と木との立体的なバランス、こういうところの使い方がテクニカルにもありそうな気がしました。ぜひそんなことをどこかで施策化していただければいいかなという気がいたしました。

それから、水の関係、参考資料3の21ページ、22ページ、これも大変おもしろく拝見したんですが、気になりますのは、結局、水回りのことの生態系に関して最大のものは、

農薬だとか、肥料だとか、外来種だとか、こういうものが非常に影響が大きかったのはだれもが知っている。ただ、それと食料だとか人手がなくなってくる農業の営みとどうバランスをつくるかというところが悩ましい、それで今までこういう状況になっていたのだらうと思います。

同じように、農村部の下水道をどこまでやっていいものかという議論もそういうところにかかわってくるだらうと思いますが、少なくともここで出てきた話と今申し上げたような話のバランスがよく見えなくて、苦しいところではあるけれども、そのところを打ち出していけないと、ハードをつくるためにやっているのかという話になってしまいはいしないかということが気になります。

特にため池にしる水路にしる、河川とはけた違いに物すごく量がありますから、それをばらばら親水的にやってみるというのはどう考えても妙な話で、特に環境とか福祉というのは、なかなか苦しいんですが、平等という話が出てき、あるいはどこまでやるかということについては余りクリアなあれがないものですから、具体的、機能的な財に比べると、そこについての考え方をクリアに出しておく必要があるのではないかという気がします。

具体のやり方としては、できることなら全国展開ではなくて、例えば一つのブロックに1カ所、何ヘクタールかほんとにいいものをつくってみせるとか、そういうことをやって、国民の意識がああいう地域になったらいいなというような格好で展開していくのがいいのかなと素人ながら思っております。

ちょっと長くなって、失礼しました。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。最初の点は、この報告自体、制度論あるいは運動論の色彩が非常に強いわけでありまして、ある意味では技術が非常に大事だと思います。2番目の点は、環境なり食料の増産あるいは効率的な生産のトレードオフの中で、いろんな選択肢があるということをきちんと具体的に提示して、その中で見ていただくということが必要かなと思っております。

それでは、黒川委員。

黒川委員 もとの局の名前が変わったところから始まって、食料・農業・農村という言葉遣いになって、そういう名前の中でいろんなことが考えられるわけで、環境の問題もそうですけども、後で紹介された農山村振興研究会の報告もとてもおもしろくて、どうやってできるだけ早くこういう運動が定着できるようにしたらいいか、ということが次の問題になると思います。

全体として、都市の方はマスタープランについてもある程度つくるのになれていたと思いますが、農村地域を担っている基礎的自治体というのはこれがなかなかない状態にあるわけです。なかなかない状態で基礎的自治体にいろんなことをゆだねるわけだから、これは都市の方でもガイドライン行政という議論をしていますけれども、農業農村環境整備という概念のところをいうと、ガイドラインをつくただけではできそうもなく、ほんとに動き出す芽まで一つ一つつくる。さっきNPO活用の話もありましたけれども、つくっていったらあげないと動き出さないような予感もするんですね。

きれいな図式と枠組みは僕らが予想していたよりも早く準備されてきて、すごいいい感じになっているんですけども、ほんとに動かしていこうとすると、国民的な運動というか、それかなり強く浸透するようなものでなきゃいけないくて、さっきどなたかおっしゃられていたように、緑の中の看板や何かについても厳しい規制をつくるようなことは一体だれの仕事なのか。国がやるべきこと、確かに一歩後ろに退かなければいけないくて、基礎的自治体に基本的な役割を与えるということに関してはみんな認識してきているんですが、そのことも含めて過渡期の段階の国のやることを特別に5年間とか、これこそ事業計画をきちっと守って、短期の目標とそのときに出てくるターゲットというか、数値目標をきちんと決めて、こうやってやろうよ、しかもお金のかからない効率的な事業運営、全部が一巡にひっかかってきている議論になるような気がします。

全部そろっているんだけど、次にどうやってやるか。しかも、一番そのことを認識した中心で考えている人たちが次の一歩に動かすための手だても時限を区切って丁寧につくっていかなければいけないんじゃないか、そんなふうに思いました。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。非常に大事な点をご指摘いただいたかと思えます。

そのほかにいかがでございましょうか。熊埜御堂委員。

熊埜御堂委員 全般的な考えというか、印象を申し上げたいと思います。

まず、今、黒川委員が言われたことに関して追加で申し上げますと、私自身、中国地方のある県の2つぐらいの中山間地域の取り組みにかかわったことがあります。そういうとき、私などはそこ出身だけでも、東京に来ているということで、外部からの評価という視点でそのときもかかわったんですが、確かに住民の方も参加し、行政も非常に熱心に取り組む、すばらしい再発見のモデルのこういうペーパーができる。ペーパーができるところまでは非常に意欲的に取り組まれるんですが、その後、これが自分たちの生活にどう反

映するのか。外部からこういうものを利用して、だれがいつ訪れてくれて、それが自分たちの農業なり林業なり、日々の生業というんでしょうか、そういうものにどうフィードバックされるのかというところに来ると、非常にそこにギャップというものがあって、最終的にそれが実行に行くまでというのはほんとに難しい問題だなということを痛感したことがあります。

そのことと関連して申し上げますと、よくこういう議論では、魅力ある農業実現ということと美しい田園空間という2つが二本柱になりますが、私は政策過程といいますか、そのような細かいことは余りわかりませんが、逆に知らない立場で申しますと、美しい田園空間ということに関しては、昨今の時代状況を反映した施策が今回の資料の中にも非常に多く盛り込まれていると思います。では、肝心かなめの魅力ある農業実現に向けて、どういうことをすればそれが実現するのかというところが門外漢の私などには余りわからないというのが正直なところですよ。

例えば、食料自給率というのが具体的な数字で出ていましたけれども、現在 40%前後ですか、それを平成 22 年に 45%にする、5%上げるというのが私たち国民にとってどういう意味を持つのか。5%上げるためにはどういう政策をとろうとしているのか、それがこういう農山村の事業にどう反映されているのかとか、あるいは世界的な状況から見て、平成 22 年目標の 45%という食料自給率を私たち国民一人一人はどういう数字だと認識すればいいのか。それによって危機感なのか、あるいは日本の国土のあり方の現状とかを改めて違う視点、農業という視点で見直すことになるよとすると、単に環境であるとか、都市住民に開かれた農村ということではなく、本来的に農産物を生産する地域としての農村という目でもう一度見直す視点が基本じゃないですけども、そこに関する情報が意外に少ないのではないかと思います。

あと、担い手ということについて、現在、専業農家になる若者が毎年 1,000 人ぐらいというような数字、本当かどうかわかりませんが、ある本でたまたま目にしたんですが、そういうことは実は余り知らなくて、これは私も含めたマスメディアが農業というものをちゃんと取り上げていない。昔、「明るい農村」などという番組があったときには、それこそ全国津々浦々の農村の状況が多くの人に情報として行き渡っていた。そういう番組を廃止してしまったということも大きいかもしれませんが、環境ということだけではなく、今後の担い手をつくっていく上での農業に関する情報発信、そういうことを自分自身も勉強していきたいし、こういう場で専門の方々から伺ってみたいという気がいたしました。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。都市と農村の共生・対流という言葉がやや踊っているような感じもいたしますけれども、それは具体的な中身の問題というようなご意見だったかと思います。

それでは、宮城さんから、そして小田切さん。

宮城委員 今お二人のおっしゃったこととほぼ重なるかと思いますが、少しつけ加えたいのは、今こうして環境の問題とか、農業側からいうと新しく拡大していった部分についての議論がたくさん出てきているような気がするんですね。ただ、逆に都市側といえますか、農業を全く知らない側からいうと、その部分だけ新しく見えてきて、今、熊埜御堂委員がおっしゃったように農業そのものに対する情報が意外と欠けているというのは、私が最近、農業関係でない方たちとお話をして感じるところです。

例えば、きょうの水路だ水回りだとお話になっても、そこで生き物が生きているということは、確かに都市側の住民にアピールするために農業側が一生懸命言っているような部分があるんですが、その前に、水路はどうしてここに存在して、どういう生産活動に役立ってきたのかという肝心かなめのところは、意外と都市住民、あるいは同じコミュニティに住んでいるけれども、農業にかかわっていない住民が知らないということがあのような気がします。

ですから、研究会のご報告の中で情報発信の重要性というのが言われておりますが、農業側が当たり前と思っていること、常識の部分をつわりやすい言葉で伝えるということも情報発信の基本に置いていただきたいと思いました。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。それでは、小田切委員。

小田切委員 あらかじめくちばしの黄色い議論をすることをご容赦いただきたいと思いますが、先ほど森地委員あるいは黒川委員がおっしゃったように、私も、後段ご説明いただいた農山村振興研究会報告、大変興味深く拝読させていただきました。

一見すると10本の研究者の論文が並んでいるようですが、よくよく読んでみますと、10本の論文の中に通ずるものがある。緩やかな体系性ができているということもあって、大変重要な文書として今後生きていくのだろうというふうに思っております。ただし、振り返ってみれば、これはあくまで私の個人的な意見でございますが、こういう議論は本来この基本法をつかった食料・農業・農村基本問題調査会の場でやるべきだったと思います。残念ながら、農村部会がそういう議論がし切れなかったということであろうと私は個人的に解釈しております。

ただし、これはあくまでも局長の私的研究会ということで位置づいているところが大変不満でありますし、あるいは不安であります。つまり、単なる将来的な予算要求とか、あるいは個別の政策をつくる素材として利用されはしないか。先ほど申しましたように、この研究会報告の魅力は緩やかな体系性、もちろん詰めるべき点もいろいろあるだろうというふうに思いますが、ある種の体系性ができているということですので、ぜひこれを何らかの形で中長期的な農山村振興の方策としてオーソライズする。もちろん先ほど申しましたように、詰めるべきところは詰めてという条件つきですが、そんなことをお考えいただきたい、そんな感想を非常に強く持ちました。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

そのほかにいかがでございましょうか。それでは、中村委員、それから有田委員。

中村委員 ほんの一言だけ。さっきNPOみたいなことを申しましたが、農山村振興研究会報告、その前の部会の報告、両方とも住民の意見を聴取してとか、住民参加によりと書いてあるんですけども、言うまでもなく、住民の意見は割れているわけでございます。そのところでほんとに建設的ないい議論をしてもらうためには、先ほどの黒川委員と同意見ですけども、長期的かつ本格的な努力が今後も必要だろうということを申し上げたつもりだったんです。念押しになります。

生源寺分科会長 それでは、有田委員。

有田委員 多少技術的な話を2点させていただきたいと思います。

1つは、市町村の環境計画の方ですけども、参考資料3でご説明いただいた内容で、これは多少質問も含めてですが、農村地域の環境保全に関するマスタープランの作成が今回の環境の計画を立て実施していく上で非常に重要な要素になっているんじゃないかと思えます。

ただ、以前、私の知っている農村環境基本計画のマスタープラン、あれしか私は知らないんですけども、あれの内容を見ますと、農振地域だけに限られていて、農振地域以外が外れているということです。計画のマスタープランを立てる場合に、農水省の行政エリアでこれを切る、今回もそういう構成であるとしたら多少問題があるんじゃないか。そういった行政エリアを越えた形でのマスタープランをつくれるような体制になっているのかどうか、一つお聞きしたいということがあります。

もう一つは、これは多少思いつきのようなことですけども、農山村振興研究会の報告で幾つかの施策が出されているわけですが、あと一つ加えていただきたいと思うのは、私、

今、新潟に住んでおりますが、ダムの水利権更新のとき市町村が最近何を言い出しているかということ、ダムの水利権更新のとき川にもっと水を流せと言っているんです。それは、観光開発なんかで川に水がないとどうしようもないということで、景観保全のためにもっと水を流せと言う。私は、もう少し踏み込んで、個々の報告も基本的に農村の地域資源をどう有効に活用するかといういろんな戦略だと思いますが、その中に水の落差であるとか、例えば新潟県なんかは発電された電気はほとんど東京に来ちゃっているわけです。小規模な落差を最近是非常に有効に取り出す技術があるので、これを農水省の事業、地域振興でやる、いろんな形で使えると思います。例えば、そこに入ってくる企業に対して安い電力で供給する、そうすると企業が入ってくる。農村の人間が出ていく基本的な問題は資源で、こういう地域資源を有効に利用して地域振興に使うという戦略的な資源利用もこの中に加えていただければという気がいたします。

以上でございます。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。それでは、第1点目のマスタープランのエリアに関して役所の方からお願いいたします。

事業計画課長 今、有田委員からご質問のあった点ですが、まず最初に、市町村農村環境計画との関係、私、申し上げませんでした。これは平成8年ごろからやっております、今、130地区ぐらいでございます。市町村環境基本計画の方に将来的には持っていければというように思っています。

それから、地域につきましては、市町村は環境基本法に基づいて環境基本計画をつくるようになっていますから、何も私どもがやっている地域だけ、そういうふうには思っておりません。自主的に森林地帯もあるでしょうし、都市の中でそういったこともあると思いますから、そのあたりは地域を限定してとか、そういうふうには思わず自主性を尊重する、このように思っております。

生源寺分科会長 よろしゅうございますか。

そのほかにいかがでございましょうか。三野委員。

三野委員 一見全く別の検討のような気がしていたんですけども、よく考えてみますと、最初の環境への配慮の件、あれの環境へのかかり増し分をどうするかということが企画小委員会で検討されましたが、その辺をどうするかというあたりと、今の農山村振興のNPO活動の中に当面短期的にドッキングできる機会があるんじゃないかということで、大変興味深く伺ったんですが、それは土地改良法に基づく土地改良事業そのものももう少

しやわらかくしていくグレーゾーンが出てきているわけですし、ソフトから見たいろんな事業の中でハードが位置づけられていますので、その辺の接点がこれから大変興味ある部分ではないかなという感想です。

生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

そろそろ時間も参っているようでございますけれども、ほかにございませんでしょうか。

なければ、きょうの特に後半はかなり広い視野からいろいろ貴重なご意見をいただきましたので、当分科会の下に設けられております整備部会あるいは小委員会の方の議論にもぜひ考慮する形で反映していただければと思います。

それでは、農村振興局長どうぞ。

農村振興局長 中座して失礼いたしました。ほんとに貴重な意見、真ん中のところは後から聞いてフォローしたいと思いますが、新しい基本法になって、ことしは2年目になります。2分ぐらいいただいてそういう思いをお伝えして、またこれからアドバイスなり、ご懸念の点をぜひ我々の方に伝えていただければと思っています。

今、非常に大きく変えていくプロセスをやっています。黒川先生、森地先生からもありました。これは、整備すること自体が目的ではなくて、将来のこういうありようを想定して、そのありようはどうであるか。そこはまさに人であったり、そこで営まれる農業であったりするわけですから、決して農業農村整備そのもの自体が目的ではない。アウトカム目標というところに帰着するのだと思いますが、そういった意味で進め方については、モデル地区的な発想も含めながら、ただしモデルだけが突出し、ほかは敷衍しないと意味がありませんので、あるところではまた種まきをするということで、運動論と具体の地区をある意味では氷山の一角みたいな形で、一番先端のところは新たな殻を突き破っていく、それがだんだん上がっていくと全体の底辺がふえる、そういった仕事の進め方をぜひやっていきたいと思っています。

それから、マスコミへのメディア、私もきょうは目からうることという感じで、水路は田んぼなり畑地かんがい用水のためにつくっているんだけど、その説明せずして、そこで生き物の話をする。その説明、我々が当たり前、ア・プリアリだと思っているところ、もう一度ほんとのところをきちっと掘り返さないといかんのかなと。最近話題にするんですけれども、テレビで日曜日、「DASH村」というのをやっているんですが、作物のつくり方を若い人たちが見て、ああ、こうなのかということを知る。農を知る世代が非常に少なくなっているということにもう一度振り返って、ましてやそれを支えている農地なり

水のことはずっと遠いわけですから、まず近いところから順次説明していくよう発想を変えなきゃいかんという感じがしています。

それから、農村振興の話、局長の私的研究会として、ある意味ではおっかなびっくりと言ったら語弊がありますが、そういうところがあります。農村振興局ということで、地域のこと、今までは農業のこと、農業従事者、そのための農村の整備だということを省として、業の官庁だったのが地域にかかわれる。もちろん農林水産省だけではやれないわけですが、そういった意味で初めてやった中でいろんな新しい発想が出てきております。これ、局としてということではなくて、省としても、ほかの林、水もありますから、あるいは他省も含めて、できるだけダイナミックな動きをしていきたい、そのためのオーソライゼーションも当然しかるべき段階で考えていかなきゃいけない、そんなことを思っております。

まだいっぱい言いたいことがあります、ぜひまたご指導いただきながら、いい形に持っていきたいと思っております。

生源寺分科会長 それでは、ほかにないようございまして、きょうの会議はこれで終了したいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

午後 零時08分 閉会